熊本県公報

第１３５９０号
令和８年(2026年)
11月24日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止・・・・・（障がい者支援課）　1
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課）　1
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　〃　）　2
公　　告
○農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（担い手支援課）　2
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達
　に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル県庁推進課）　4
○熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サー
　ビスの調達に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・（　〃　）　7
登　載　依　頼
○令和８年度（２０２６年度）熊本丸一般整備工事業務に係る
　一般競争入札の落札業者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・（天草拓心高校マリン校舎）　11
○環境影響評価書の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（株式会社シムファイブス）　11
○熊本県道路交通規則及び指定講習機関の指定等に関する規程
　の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（警察本部運転免許課）　12

告　　示

熊本県告示第８１７号

次のとおり児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２０第４項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第２１条の５の２５の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センターすまいるきっず 玉名市玉名字西原２１８５番地２	社会福祉法人玉医会 玉名市玉名字西原２１９４番地 佐々木　浩	令和８年（２０２６年）１１月３０日	４３５０４０００１８	指定居宅訪問型児童発達支援

熊本県告示第８１８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）１１月２４日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町湯船原字中山 ３０番３地先から 天草市栖本町湯船原字芹田 ７９番３地先まで	前	4.6 ～ 31.0	358.7	旧道移管
			後	6.0 ～ 31.0	358.7	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県告示第８１９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）１１月２４日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	熊本大津線	合志市幾久富字山下１５９０番１地先から合志市豊岡字上境目１５３３番１地先まで	前	10.2 ～ 22.3	282.5	道路改良事業
			後	11.4 ～ 28.7	282.5	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）１１月２４日

公　　告

熊本県公告第６１１号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

１　農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	氏名又は名称	住　所	
田山　由弥子 （亡）田山　裕明	錦町	吉田　眞二	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水１０３－１ほか１０筆
田山　サツ子	甲佐町	吉田　眞二	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水１０３－３０
岡部　千年	あさぎり町	城本　康志	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野９４－１ほか３筆
丸山　繁樹	埼玉県春日部市	牧野　豊和	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字水吐１１３７－１１１ほか６筆
犬童　幸憲	あさぎ	石山　孝史郎	あさぎ	球磨郡あさぎり町上北字国貞１

	り町		り町	７５０ほか１筆
石山　孝男	あさぎり町	犬童　幸憲	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字新永里２６５－１
石山　孝男	あさぎり町	上田　貴祐	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字永里１５５４－１ほか１筆
石山　孝史郎	あさぎり町	浅生　孝	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字永里１５５２
石山　孝史郎	あさぎり町	兒玉　真樹	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字新永里４５８－１
祝　純滋	あさぎり町	甲斐　浩二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字茶屋４３－２ほか１筆
上田　利昭	あさぎり町	中神　貴行	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字大島２１５－１ほか３筆
上村　美佐子	あさぎり町	深田　穣二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字西清水３６
上村　美佐子	あさぎり町	池上　勇一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水８６－１ほか２筆
堀田　睦男	あさぎり町	中村　博隆	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字築地４３５０－１ほか２筆
椎葉　惠子	あさぎり町	山口　智和	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北吉井２２００－１
和泉　竜二	あさぎり町	的射場　洋一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字五本松２３３５ほか２筆
渕田　尚美	あさぎり町	宮本　隆宏	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別府２２５－１ほか１筆
恒松　幸子	あさぎり町	田崎　洋一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字中島５６４６ほか４筆
恒松　幸子	あさぎり町	福田　勝徳	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字寺池５５８０－２
釜田　達雄	あさぎり町	岩本　道男	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字中島５６８１
恒松　鶴男	あさぎり町	恒松　弘	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字寺池５４９９－１
球磨地域農業協同組合	錦町	古山　智	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折１３０５－１ほか１２筆
球磨地域農業協同組合	錦町	橘　栄子	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折１３２２－３ほか１筆
球磨地域農業協同組合	錦町	有限会社西村牧場	相良村	球磨郡相良村大字川辺字高原１５０－１４ほか９筆
内田　清一郎	水上村	那須　利八	水上村	球磨郡水上村大字岩野字高瀬５４７－１ほか４筆
野田　正勝	水上村	高橋　秀喜	水上村	球磨郡水上村大字岩野字覚井１１１１－２ほか３筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
尾前　健太	水上村	球磨郡水上村大字湯山字下宮原９７９－２

２　認可年月日
　令和８年（２０２６年）１１月１３日

熊本県公告第６１２号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

１　競争入札に付する事項

(1)　調達役務の名称

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達

(2)　調達に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課デジタル基盤推進班（熊本県庁行政棟新館９階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(3)　調達に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(4)　調達役務の内容

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービス仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5)　調達役務の利用期間

令和９年（２０２７年）４月１日（木）から令和１０年（２０２８年）３月３１日（金）まで

(6)　納入場所

仕様書のとおり。

(7)　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(8)　入札金額

入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。

なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(9)　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11)　低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和８年（２０２６年）１２月４日（金）午後３時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。提出する場合は、アの受付期間内とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に提供しようとする通信回線サービスに関する仕様を示す書類を添付し、令和８年（２０２６年）１２月１４日（月）午後３時までに、１(2) の発注・入札・契約担当部局へ提出し、審査を受け、仕様書の内容を満たすことの証明（「機能等証明書」による。）を受けた者であること。
(5)　電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　機能等証明書
ウ　２(5) の電気通信事業者であることを証明する書類
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和８年（２０２６年）１２月２３日（水）午後３時まで
(4)　提出先
１(3) の入札事務部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和８年（２０２６年）１２月２３日(水)午後３時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和９年（２０２７年）１月１４日（木）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和９年（２０２７年）１月１３日（水）午後３時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ア)　日時　令和９年（２０２７年）１月１４日（木）午前１０時
(イ)　場所　１(3) の入札事務部局
(ウ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和９年（２０２７年）１月１３日（水）（必着）までに１(3) の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」

及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１（１）の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、１回目の開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ　紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「￥」の記入がない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(3)の入札事務部局を窓口として１(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は４(3)イ（ア）の日時までとする。

１(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金

免除する。

５　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項

の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(2) の発注・入札・契約担当部局

6　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課デジタル基盤推進班
電話番号　０９６－３３３―２１４３
ファックス番号　０９６－３８１―８２１１
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of the procured items:
Communication service for the main line of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture
(2)　Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. January 14, 2027
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Digital Prefectural Government Promotion Division, Digital Transformation Promotion Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第６１３号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県知事　木　村　敬

1　競争入札に付する事項
(1)　調達役務の名称
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達
(2)　調達に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課デジタル基盤推進班
（熊本県庁行政棟新館９階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(3)　調達に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　調達役務の内容
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービス仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(5)　調達役務の利用期間
令和９年（２０２７年）４月１日（木）から令和１０年（２０２８年）３月３１日（金）まで
(6)　納入場所
仕様書のとおり。
(7)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8)　入札金額
入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9)　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(10)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
(11)　低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
2　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和８年（２０２６年）１２月４日（金）午後３時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。提出する場合は、アの受付期間内とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に提供しようとする通信回線サービスに関する仕様を示す書類を添付し、令和８年（２０２６年）１２月１４日（月）午後３時までに、１(2) の発注・入札・契約担当部局へ提出し、審査を受け、仕様書の内容を満たすことの証明（「機能等証明書」による。）を受けた者であること。
(5)　電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信

事業者であること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　機能等証明書
ウ　２(5)の電気通信事業者であることを証明する書類
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和８年（２０２６年）１２月２３日（水）午後３時まで
(4)　提出先
１(3)の入札事務部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和８年（２０２６年）１２月２３日(水)午後３時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和９年（２０２７年）１月１４日（木）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和９年（２０２７年）１月１３日（水）午後３時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ア)　日時　令和９年（２０２７年）１月１４日（木）午前１０時
(イ)　場所　１(3)の入札事務部局
(ウ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和９年（２０２７年）１月１３日（水）（必着）までに１(3)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１（１）の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、１回目の開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
カ　紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「￥」の記入がない入札

(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(3)の入札事務部局を窓口として１(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は４(3)イ（ア）の日時までとする。
１(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10)　入札保証金
免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否
要

(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3)の申出期限
イ　提出場所　１(2)の発注・入札・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課デジタル基盤推進班
電話番号　０９６－３３３―２１４３

ファックス番号　０９６－３８１―８２１１
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of the procured items:
Communication service for the branch line of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture
(2)　Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. January 14, 2027
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Digital Prefectural Government Promotion Division, Digital Transformation Promotion Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県教育委員会公告第４３号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条第１項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

熊本県立天草拓心高等学校長　水村　健一郎

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
令和８年度（２０２６年度）熊本丸一般整備工事業務　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟１階　事務室）
郵便番号　８６３－２５０７　天草郡苓北町富岡３７５７番地
３　落札者を決定した日
令和８年（２０２６年）９月１６日
４　落札者の氏名及び住所
島原ドック協業組合　代表理事　中村　光孝
郵便番号　８５５－０８２３　長崎県島原市湊町５番地２
５　落札金額
５５，５５０，０００円（うち消費税及び地方消費税額５，０５０，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　特例政令第６条に規定する公告を行った日
令和８年（２０２６年）８月４日

公告

熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号。以下「条例」という。）第

２１条第２項の規定により作成した環境影響評価書（以下「評価書」という。）について、条例第２３条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）１１月２４日

株式会社シムファイブス　代表取締役　石坂　孝光

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（１）名称　株式会社シムファイブス

（２）代表者の氏名　代表取締役　石坂　孝光

（３）主たる事務所の所在地　熊本市東区戸島町２８７４番地

２　対象事業の名称、種類及び規模

（１）名称　上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業

（２）種類　廃棄物処理施設（焼却施設）の設置事業

（３）規模　一日当たりの平均取扱い計画量４００ｔ／日（処理能力４４０ｔ／日）

３　対象事業実施区域の位置

熊本県上益城郡御船町大字上野地内

４　関係地域の範囲

熊本県上益城郡御船町及び益城町

５　評価書の縦覧の場所、期間及び時間

（１）場所

ア　株式会社シムファイブス事務所

イ　熊本県庁　行政棟本館１階情報プラザ

ウ　御船町役場　本庁舎１階ロビー

エ　益城町役場　住民課

オ　嘉島町役場　水環境課

カ　甲佐町環境衛生課（甲佐町水道管理センター）

キ　甲佐町生涯学習センター図書室（甲佐町役場）

ク　山都町役場　環境水道課

ケ　山都町役場　清和支所

コ　山都町役場　蘇陽支所

サ　上益城広域連合（嘉島町福祉センター２階）

（２）期間　令和８年（２０２６年）１１月２４日（火）から令和８年（２０２６年）１２月２３日（水）まで（甲佐町生涯学習センター図書室（甲佐町役場）は施設休館日を除く。その他の施設は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（３）時間　午前９時００分から午後５時００分まで

（４）電子縦覧　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｉｓｈｉｚａｋａ．ｇｒ．ｊｐ

６　問合せ先

〒８６１－８０３１

熊本県熊本市東区戸島町２８７４番地

株式会社シムファイブス（電話０９６－３８９－１５１０）

担当　本田　上村

熊本県公安委員会規則第１０号

熊本県道路交通規則及び指定講習機関の指定等に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年１１月２４日

熊本県公安委員会委員長　野口　恭子

熊本県道路交通規則及び指定講習機関の指定等に関する規程の一部を改正する規則

（熊本県道路交通規則の一部改正）

第１条　熊本県道路交通規則（昭和４７年熊本県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１９号の６及び別記様式第１９号の７を次のように改める。

別記様式第１９号の６（第２４条の２関係）

運転経歴証明書返納届			
熊本県公安委員会　殿		年　月　日	
住　所			
フリガナ		生年月日	
氏　名		年　月　日	
運転経歴証明書の番号			

受理者	登録者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１９号の７（第２４条の２関係）

運転経歴情報抹消届			
熊本県公安委員会　殿			年　月　日
住　所			
フリガナ			生年月日
氏　名			年　月　日
運転経歴情報記録の番号			

受理者	登録者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３８号から別記様式第４３号までを次のように改める。

別記様式第３８号（第４２条関係）

停止処分者講習受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　　月　　日

住　所			
フリガナ		生年月日	
氏　名		年　月　日	
運転免許等の停止（保留）期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間		

免許の種類	大型		中型		準中型		普通		大特	
	大自二		普自二		小特		原付		牽引	
	大二		中二		普二		大特二		牽引二	
手数料										

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３９号（第４２条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">大型車・中型車・準中型車・普通車講習受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受けようとする免許</td><td>種　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格の有無</td><td>有・無</td><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>仮運転免許証の有無</td><td>有・無</td><td>公安委員会名
仮運転免許証の番号</td><td>公安委員会
第　号</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４０号（第４２条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">大型二輪車・普通二輪車講習受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受けようとする免許</td><td>種　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格の有無</td><td>有・無</td><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮運転免許証の有無</td><td rowspan="2">有・無</td><td>公安委員会名</td><td>公安委員会</td></tr>
<tr><td>仮運転免許証の番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４１号（第４２条関係）

原付講習受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　　月　　日

住　　所	
フ リ ガ ナ	
氏　　名	
生 年 月 日	年　　月　　日
手　数　料	

第　　号

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４２号（第４２条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受けようとする免許</td><td>種　　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格の有無</td><td>有・無</td><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>仮運転免許証の有無</td><td>有・無</td><td>公安委員会名
仮運転免許証の番号</td><td>公安委員会
第　　号</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４３号（第４２条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">応急救護処置講習（一）・応急救護処置講習（二）受講申込書

熊本県公安委員会　殿　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受けようとする免許</td><td colspan="4">種　類</td></tr>
<tr><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格の有無</td><td>有・無</td><td>運転免許試験（仮運転免許の運転免許試験を除く。）の合格年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮運転免許証の有無</td><td rowspan="2">有・無</td><td>公安委員会名</td><td>公安委員会</td></tr>
<tr><td>仮運転免許証の番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第５２号及び別記様式第５３号を次のように改める。

別記様式第５２号（第４２条の２関係）

特定任意講習受講申込書	
熊本県公安委員会　殿　　年　月　日	
住　所	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	年　月　日
手数料	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第５３号（第４２条の２関係）

特定任意高齢者講習受講申込書 熊本県公安委員会　殿　　年　月　日	
住　所	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	年　月　日
手数料	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（指定講習機関の指定等に関する規程の一部改正）

第２条　指定講習機関の指定等に関する規程（平成２年熊本県公安委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

別記様式第５号及び別記様式第６号を次のように改める。

別記様式第5号(第6条関係)

講習業務規程認可申請書

年　　月　　日

熊本県公安委員会　殿

申請者の氏名

道路交通法第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

指定講習機関の名称	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

別記様式第6号(第6条関係)

講習業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

熊本県公安委員会　殿

申請者の氏名

道路交通法第108条の6第1項の規定による講習業務規程の変更の認可を受けたく、申請します。

指定講習機関の名称	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変　更　の　理　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列第4番とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１２月１４日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。